令和3年度第4回和泉市総合教育会議

日時:令和4年3月3日(木)

午後2時30分から

場所:和泉市役所3階3A・3B会議室

次 第

- 1 議事
 - ○教育大綱の改訂案について
 - パブリックコメントの結果について
 - ・最終案の確定について

2 その他

和泉市教育大綱(改訂案)に対するパブリックコメント結果とその対応

No	項目	ご意見・ご提案	市の考え方(案)
1	全体構成や視点	子どもが安心して学校に通うことができる環境を整備すべ	子どもを犯罪や事故から守るために、登下校時の見守り活動や通
	について	きと考えます。子どもの登下校時の列に自動車が突っ込ん	学路のカラー舗装化、防護柵の設置、防犯カメラの設置など安全
		で、命が失われるという痛ましい事故のニュースがありまし	対策を推進しております。
		た。成績を上げることも大事ですが、行政として、子どもの	教育大綱においても、「子どもを社会総がかりで育てる環境整備」
		安全を確保することがより重要だと思いますので、子どもの	を図ることとしており、今後も、いただいたご意見を踏まえ、子
		安全確保にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。	どもの安全・安心を確保する施策の充実に取り組んでまいります。

和泉市教育大綱(改訂案)に対する市議会議員からの意見とその対応

No	項目	ご意見・ご提案	市の考え方(案)
1	全体構成や視点	障がい児などの弱者に焦点があてられた点は評価できる。	「子どもの権利」を守ることは、教育分野にとどまらず市全体と
	について	それに加え、「児童の権利に関する条約」で掲げられている	して当然に取り組むべきものと考えております。また、教育大綱
		「子どもの権利(生きる・育つ・守られる・参加する権利)」	でも、「子どもを社会総がかりで育てる」旨を掲げており、大綱
		を守るという姿勢を表すことについて検討いただきたい。	の理念に沿った取組みを推進することが、「子どもの権利を守る」
			ことにつながるものと考えております。
2	全体構成や視点	「親を大切にする心」を育むことは、非常に大切なことだと	家族を大切にする心は、「身近な人への愛情や信頼感を深めるこ
	について	考えるが、教育大綱には、具体的な記載がない。親孝行の心	と」、「人を思いやる豊かな心を育むこと」に包含されると考え
		を育むことについて、記載することを検討いただきたい。	ますので、引き続き、思いやりの心の育みを推進してまいります。

(案)

和泉市教育大綱



令和 年 月

はじめに

教育大綱について

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 | 条の3の規定に基づき、 和泉市の教育・学術・文化振興に関する「基本理念」と「基本方向」を示した た「和泉市教育大綱」を平成27年 | 1月に策定しました。
- 策定からこの間、「和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例」の制定や新学習指導要領のスタート、ICTの急速な進展など、本市の教育を取り巻く環境は大きく変化しました。このたび、教育大綱の期間を概ね5年とする国からの通知を踏まえ、普遍的な目標を示す「基本理念」は維持しつつ、施策の方向性を示す「基本方向」を改訂しました。

教育大綱と関連計画との関係

- 和泉市におけるまちづくりの最上位計画である「和泉市総合計画」との整合 を図ります。
- 教育大綱の「基本理念」と「基本方向」を踏まえた施策をとりまとめた「和 泉市教育振興基本計画」を策定します。

教育大綱の体系

基本理念

基本方向

和と礼を重んじ 知・徳・体を備えた 社会に貢献する人材の泉

就学前 教 育

- (1)「生きる力の基礎」の育成
- (2)「切れ目のない保育・教育」の実現
- (3)家庭・地域の「子育て力」の向上

学 校 教 育

- (1) 自らの未来を切り拓く「確かな学力」の育成
- (2)「豊かな心」の育成
- (3) たくましく生きるための「健康・体力」の増進
- (4)情報化・国際化社会で活躍する人材の育成
- (5) 家庭・地域と連携した健全な子どもの育成

生 淫 学 習

- (1) 生涯を通じた「学習活動」の促進
- (2)スポーツ交流による「人・地域」の親交の醸成
- (3) 豊かな創造性と郷土愛を育む「文化・芸術」の振興

教育大綱

第1章 基本理念

和と礼を重んじ 知・徳・体を備えた 社会に貢献する人材の**泉**

- ▶ 和泉市は、お互いの「生命・人格・人権」を尊重し、「多様性」を認め合い、感謝の心を持って、自分の個性を伸ばすことができる人を育成します。
- ▶ 和泉市は、「確かな学力」、「豊かな心」、「健康・体力」 を備えた、社会に貢献できる人材を『輩出し続けるまち』を めざします。
- ▶ 和泉市は、生涯にわたり学び続けられる環境を整えるとともに、教育と福祉の連携を重視し、誰一人取り残さない教育を実現します。

第2章 基本方向

1. 就学前教育の基本方向

(1) 「生きる力の基礎」の育成

- ◆ 健やかな成長を促すためのさまざまな活動を通して好奇心や探究 心を養い、学習の芽生えを育みます。
- ◆ 発達段階に即した指導を行い、社会生活における望ましい習慣や態度を養います。
- ◆ 集団生活の中で、友だちや先生との交流を通して人と関わる力を養うとともに、身近な人への愛情や信頼感を深めます。

(2) 「切れ目のない保育・教育」の実現

- ◆ 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との交流・連携を図り、相 互に保育・教育内容の理解を深めます。
- ◆ 就学前教育を終了した子どもたちが、安心して小学校に就学できる 環境を整えます。
- ◆ 子どもの障がいや発達状況に配慮した支援の充実を図り、すべての 子どもたちが地域で生き生きと成長できる環境を整えます。

(3) 家庭・地域の「子育て力」の向上

- ◆ 子育ての孤立化や不安の解消を図るため、子育て家庭のサポート体制を充実します。
- ◆ 親が自信を持って子育てできるよう、発達段階に応じた家庭教育に ついて学習する機会を提供します。
- ◆ 家庭・地域・事業者と連携し、子どもを社会総がかりで育てる環境 を整えます。

2. 学校教育の基本方向

(1) 自らの未来を切り拓く「確かな学力」の育成

- ◆ 基礎学力の確かな定着を図るとともに、社会の変化に対応した新たな教育に取り組み、豊かな知識や技能を身につけた児童生徒を育みます。
- ◆ 「思考力・判断力・表現力」を身につけ、主体的に判断・行動し、 問題解決に導くことができる資質と能力を備えた児童生徒を育み ます。
- ◆ 教職員の資質と能力の向上を図るとともに、教職員が誇りとやりがいを持って働くことができる環境を整え、児童生徒一人ひとりの学ぶ意欲と個性を引き出す「わかる授業づくり」を推進します。

(2) 「豊かな心」の育成

- ◆ お互いの「生命・人格・人権」を尊重するとともに、一人ひとりの 価値観や性別、国籍、障がいなどの「多様性」を認め合い、人を思 いやることができる、人間性豊かな児童生徒を育みます。
- ◆ 「いずみあいさつ運動」をはじめ、地域で子どもたちを温かく見守る人々との交流を促進することにより、規範意識と豊かな情操を培います。
- ◆ いじめの未然防止や早期発見に向けて、必要な措置を講じるととも に、児童生徒が抱える課題の多様化に対応し、誰もが安心して過ご せる学校づくりを推進します。

(3) たくましく生きるための「健康・体力」の増進

- ◆ 成長の基礎となる健康と体力を身につけるため、児童生徒の運動習慣の定着に向けた取組みを推進します。
- ◆ 児童生徒がたくましく生きるための心身両面の健全な発達を育む 取組みを推進します。
- ◆ 自校調理による安全で栄養バランスの良い学校給食を提供し、家庭・地域と連携した食育を推進するとともに、食への理解を深め、 心身の健康増進に努めます。

(4) 情報化・国際化社会で活躍する人材の育成

- ◆ 我が国の伝統と文化への理解を深めるとともに、郷土和泉を誇りに 思い、愛する心を育みます。
- ◆ 世界の人々と協働するための英語力とコミュニケーション能力を 高めるなど、国際社会に貢献する人材を育みます。
- ◆ 社会の情報化に対応した資質と能力を育成するため、デジタル機器 を積極的に活用した教育に取り組みます。

(5) 家庭・地域と連携した健全な子どもの育成

- ◆ 家庭・地域と連携し、基本的な生活習慣や社会的マナーを身につけ、 自ら進んで家庭で学習する児童生徒を育みます。
- ◆ 社会総がかりで子どもを育む環境を整え、地域とともに歩む学校づくりを推進します。

3. 生涯学習の基本方向

(1) 生涯を通じた「学習活動」の促進

- ◆ 市民一人ひとりが、生涯にわたり生きがいを持って豊かな人生を歩むことができるよう、必要なときに必要な学びを提供できる学習環境を整えます。
- ◆ 学習の成果を生かして活躍することができる場の提供に努めると ともに、地域に貢献する人材の育成と、さまざまな交流やコミュニ ティの創出に取り組みます。

(2) スポーツ交流による「人・地域」の親交の醸成

- ◆ 誰もが身近な場所でスポーツに親しみ、生きがいや健康を育むことができる環境を整えます。
- ◆ スポーツを通じて地域の仲間たちと親交を深めることができる仕組みづくりに取り組みます。

(3) 豊かな創造性と郷土愛を育む「文化・芸術」の振興

- ◆ 市民生活を心豊かで、潤いあるものとするため、市民の創造性豊かな文化・芸術活動を支援します。
- ◆ 地域の歴史資源や文化資源の保全に努めるとともに、これら資源に 触れ合う機会を創出することにより、本市の豊かな歴史・文化への 親しみを深め、市民としての誇りと郷土愛を育みます。

現教育大綱と改訂案の比較(新旧対照表)

(はじめに)

現 教育大綱	改訂案
<u>〈策定の趣旨〉</u>	<u><教育大綱について></u>
○ <u>平成27年4月1日に施行された</u> 「地方教育行政の組織及び運営に関する法	〇「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、和
律」第1条の3の規定に基づき、和泉市 <mark>における教育、学術及び文化の振興を</mark>	泉市 <mark>の教育・学術・文化振興に関する</mark> 「基本理念」と「基本方向」を <mark>示した</mark> 「和泉
図るための「基本理念」と「基本方向」を <mark>示すため、</mark> 「和泉市教育大綱 <u>(以下「教</u>	市教育大綱」を <mark>平成27年11月に策定しました</mark> 。
<mark>育大綱」という。)</mark> 」を <mark>定めます</mark> 。	○策定からこの間、「和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例」の制定や新学習
	指導要領のスタート、ICTの急速な進展など、本市の教育を取り巻く環境は大
	<u>きく変化しました。このたび、教育大綱の期間を概ね5年とする国からの通知を</u>
	<u>踏まえ、普遍的な目標を示す「基本理念」は維持しつつ、施策の方向性を示す</u>
	「 <u>基本方向」を改訂しました。</u>
<教育大綱と関連計画との関係>	<教育大綱と関連計画との関係>
〇和泉市におけるまちづくりの最上位計画である「和泉市総合計画」との整合を	〇和泉市におけるまちづくりの最上位計画である「和泉市総合計画」との整合を
図ります。	図ります。
○教育大綱の「基本理念」と「基本方向」を踏まえた施策をとりまとめた「和泉市	〇教育大綱の「基本理念」と「基本方向」を踏まえた施策をとりまとめた「和泉市
教育振興基本計画」を策定します。	教育振興基本計画」を策定します。

(基本理念)

現 教育大綱	改訂案
(基本理念)	(基本理念)
和と礼を重んじ	和と礼を重んじ
知・徳・体を備えた	知・徳・体を備えた
社会に貢献する人材の泉	社会に貢献する人材の泉
(説明文1)	(説明文1)
◎和泉市は、お互いの「生命・人格・人権」を尊重し、感謝の心を持って、 <u>生涯を</u>	<i>◎和泉市は、お互いの「生命・人格・人権」を尊重し、<mark>「多様性」を認め合い、</mark>感謝</i>
<u>通して</u> 自分の個性を伸ばすことができる人を育成します。	の心を持って、自分の個性を伸ばすことができる人を育成します。
(説明文2)	(説明文2)
◎和泉市は、「確かな学力」、「豊かな心」、「健康・体力」を備えた、社会に貢献で	◎和泉市は、「確かな学力」、「豊かな心」、「健康・体力」を備えた、社会に貢献で
きる人材を『輩出し続けるまち』を <mark>目指します</mark> 。	きる人材を『輩出し続けるまち』を <mark>めざします</mark> 。
	(説明文3)
	◎和泉市は、生涯にわたり学び続けられる環境を整えるとともに、教育と福祉の
	<u>連携を重視し、誰一人取り残さない教育を実現します。</u>

(就学前教育の基本方向)

現 教育大綱	改訂案
(1)「生きる力の基礎」の育成 ○健やかな成長を促すためのさまざまな活動を通して好奇心や探究心を養い、学習の芽生えを育みます。 ○発達段階に即した指導を行い、社会生活における望ましい習慣や態度を養います。 ○集団生活の中で、友だちや先生との交流を通して人と関わる力を養うととも	(1)「生きる力の基礎」の育成 ○健やかな成長を促すためのさまざまな活動を通して好奇心や探究心を養い、学習の芽生えを育みます。 ○発達段階に即した指導を行い、社会生活における望ましい習慣や態度を養います。 ○集団生活の中で、友だちや先生との交流を通して人と関わる力を養うととも
に、身近な人への愛情や信頼感を深めます。	に、身近な人への愛情や信頼感を深めます。
(2)「切れ目のない保育・教育」の実現 ○幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との交流・連携を図り、相互に保育・教育内容の理解を深めます。 ○就学前教育を終了した子どもたちが、安心して小学校に就学できる環境を整えます。	(2)「切れ目のない保育・教育」の実現 〇幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との交流・連携を図り、相互に保育・教育内容の理解を深めます。 〇就学前教育を終了した子どもたちが、安心して小学校に就学できる環境を整えます。 〇子どもの障がいや発達状況に配慮した支援の充実を図り、すべての子どもたちが地域で生き生きと成長できる環境を整えます。
 (3)家庭・地域の「子育てカ」の向上 ○子育ての孤立化や不安の解消を図るため、子育て家庭のサポート体制を充実します。 ○親が自信を持って子育てできるよう、発達段階に応じた家庭教育について学習する機会を提供します。 ○世代間交流を推進し、子どもを地域全体で育てる環境づくりを進めます。 	 (3)家庭・地域の「子育でカ」の向上 ○子育ての孤立化や不安の解消を図るため、子育て家庭のサポート体制を充実します。 ○親が自信を持って子育てできるよう、発達段階に応じた家庭教育について学習する機会を提供します。 ○家庭・地域・事業者と連携し、子どもを社会総がかりで育てる環境を整えます。

(学校教育の基本方向(その1))

現教育大綱	改訂案
(1)自らの未来を切り拓く「確かな学力」の育成	(1)自らの未来を切り拓く「確かな学力」の育成
〇 <u>義務教育9年間を見通した小中一貫教育を推進し、</u> 豊かな知識や技能を身に	○基礎学力の確かな定着を図るとともに、社会の変化に対応した新たな教育に
つけた <mark>児童・生徒の育成に努めます</mark> 。	<mark>取り組み、</mark> 豊かな知識や技能を身につけた <mark>児童生徒を育みます</mark> 。
○「思考力・判断力・表現力」を身につけ、主体的に判断・行動し、問題解決に導	○「思考力・判断力・表現力」を身につけ、主体的に判断・行動し、問題解決に導
くことができる資質と能力を備えた <mark>児童・生徒の育成に取り組みます</mark> 。	くことができる資質と能力を備えた <mark>児童生徒を育みます</mark> 。
〇教職員の <mark>資質</mark> の向上を図るとともに、 <mark>児童・生徒一人ひとりに応じた指導に取</mark>	〇教職員の <mark>資質と能力</mark> の向上を図るとともに、 <mark>教職員が誇りとやりがいを持って</mark>
<mark>り組み、学ぶ意欲</mark> を引き出す「わかる授業づくり」を推進します。	<u>働くことができる環境を整え、児童生徒一人ひとりの学ぶ意欲と個性</u> を引き出
	す「わかる授業づくり」を推進します。
<u>(2)「豊かな心」の育成</u>	<u>(2)「豊かな心」の育成</u>
〇お互いの「生命・人格・人権」を尊重 <u>し、人を思いやる心や一人ひとりの感性を</u>	〇お互いの「生命・人格・人権」を尊重 <mark>するとともに、一人ひとりの価値観や性別、</mark>
大切にする心を持った、人間性豊かな <mark>児童・生徒の育成に取り組みます</mark> 。	<u>国籍、障がいなどの「多様性」を認め合い、人を思いやることができる、</u> 人間性
	豊かな <mark>児童生徒を育みます</mark> 。
○「いずみあいさつ運動」 <mark>にみられるような、子どもたちの育成を見守る地域の</mark>	○「いずみあいさつ運動」 <mark>をはじめ、地域で子どもたちを温かく見守る人々</mark> との交
人々との交流を促進することにより、規範意識と豊かな情操を培います。	流を促進することにより、規範意識と豊かな情操を培います。
	○いじめの未然防止や早期発見に向けて、必要な措置を講じるとともに、児童生
	徒が抱える課題の多様化に対応し、誰もが安心して過ごせる学校づくりを推進
	<u>します。</u>

(学校教育の基本方向(その2))

(学校教育の基本方向(その2))	
現 教育大綱	改訂案
(3)たくましく生きるための「健康・体力」の増進	(3)たくましく生きるための「健康・体力」の増進
○ <mark>人間のあらゆる活動の源となる体力をしっかりと</mark> 身につけるため、 <mark>児童・生徒</mark>	○ <mark>成長の基礎となる健康と体力を</mark> 身につけるため、 <mark>児童生徒</mark> の運動習慣の定着
の運動習慣の定着に向けた取組みを推進します。	に向けた取組みを推進します。
	○児童生徒がたくましく生きるための心身両面の健全な発達を育む取組みを推
	<mark>進します。</mark>
○自校調理による安全で栄養バランスの良い学校給食を提供し、家庭・地域と連	〇自校調理による安全で栄養バランスの良い学校給食を提供し、家庭・地域と連
携した食育を推進するとともに、食への理解を深め、心身の健康増進に努めま	携した食育を推進するとともに、食への理解を深め、心身の健康増進に努めま
す。	す。
<u>(4) 国際社会の中</u> で活躍する人材の育成	(4) 情報化・国際化社会で活躍する人材の育成
〇我が国の伝統と文化への理解を <mark>深め、郷土への誇りを育むとともに、正しく他</mark>	〇我が国の伝統と文化への理解を <mark>深めるとともに、郷土和泉を誇りに思い、愛す</mark>
文化を理解し、国際社会の一員としての自覚を醸成します。	<mark>る心を育みます</mark> 。
〇世界の人々と協働するための英語力とコミュニケーション能力を高めるなど、	〇世界の人々と協働するための英語力とコミュニケーション能力を高めるなど、
国際社会に貢献する人材 <mark>の育成に取り組みます</mark> 。	国際社会に貢献する人材 <mark>を育みます</mark> 。
	○社会の情報化に対応した資質と能力を育成するため、デジタル機器を積極的
	に活用した教育に取り組みます。
(5)家庭・地域と連携した健全な子どもの育成	(5)家庭・地域と連携した健全な子どもの育成
○家庭・地域と連携し、基本的な生活習慣や社会的マナーを身につけ、自ら進ん	○家庭・地域と連携し、基本的な生活習慣や社会的マナーを身につけ、自ら進ん
で家庭で学習する <mark>児童・生徒の育成に取り組みます</mark> 。	で家庭で学習する <mark>児童生徒を育みます</mark> 。
	○社会総がかりで子どもを育む環境を整え、地域とともに歩む学校づくりを推進
	<mark>します。</mark>

(生涯学習の基本方向)

(1/2) 100/2/4/31/3/	
現 教育大綱	改訂案
(1)生涯を通じた「学習活動」の促進	(1)生涯を通じた「学習活動」の促進
〇市民一人ひとりが、生きがいを持って豊かな人生を歩む <u>ため、継続的な学習活</u>	〇市民一人ひとりが、 <mark>生涯にわたり</mark> 生きがいを持って豊かな人生を歩む <mark>ことがで</mark>
<u>動を通して自己啓発に取り組むことができる環境整備に努めます。</u>	<u>きるよう、必要なときに必要な学びを提供できる学習環境を整えます。</u>
○学習の成果を生かして活躍することができる場の提供に努めるとともに、地域	○学習の成果を生かして活躍することができる場の提供に努めるとともに、地域
に貢献する人材の育成と、さまざまな交流やコミュニティの創出に取り組みま	に貢献する人材の育成と、さまざまな交流やコミュニティの創出に取り組みま
す。	す 。
(2)スポーツ交流による「人・地域」の親交の醸成	(2)スポーツ交流による「人・地域」の親交の醸成
○誰もが身近な場所でスポーツに親しみ、生きがいや健康を育むことができる環	○誰もが身近な場所でスポーツに親しみ、生きがいや健康を育むことができる環
境を整えます。	境を整えます。
〇スポーツを通じて地域の仲間たちと親交を深めることができる仕組みづくりに	〇スポーツを通じて地域の仲間たちと親交を深めることができる仕組みづくりに
取り組みます。	取り組みます。
(3)豊かな創造性と郷土愛を育む「文化・芸術」の振興	(3)豊かな創造性と郷土愛を育む「文化・芸術」の振興
○市民生活を心豊かで、潤いあるものとするため、市民の創造性豊かな文化・芸	〇市民生活を心豊かで、潤いあるものとするため、市民の創造性豊かな文化・芸
術活動を支援します。	術活動を支援します。
〇地域の歴史資源や文化資源の保全に努めるとともに、これら資源に触れ合う	〇地域の歴史資源や文化資源の保全に努めるとともに、これら資源に触れ合う
機会を創出 <mark>し、市民の誇りと郷土愛を醸成します</mark> 。	機会を創出 <mark>することにより、本市の豊かな歴史・文化への親しみを深め、市民</mark>
	<mark>としての誇りと郷土愛を育みます</mark> 。
	1